

平成30年 清里町農業委員会第6回議事録

清里町農業委員会第6回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 平成30年6月28日(木)

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 13時30分

◆ 閉会時刻 14時00分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	柳谷克彦	8	河西富士夫
2	新井大介	9	山本敏夫
3	佐藤均	10	五味定信
4	青野徹	11	岡本勝弘
5	茂木祐一	12	安田貴史
6	太田智美	13	寺島和男
7	輿水薫	14	森本宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	藤代 弘輝	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件 名
議 案 第 18 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 19 号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 20 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

別 紙

議事内容記録

議長 (あいさつ)

ただいまの出席委員数は、14名です。

ただいまから、平成30年第6回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますがご異議ありますか。

全員 (ありません)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

3番 佐藤委員、4番 青野委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1番、北海道選出国會議員要請集会・全国農業委員会会長大会／会長・事務局長研修会です。5月29日～6月1日の日程で行われ森本会長が出席しております。国會議員要請集会・会長大会については東京都で行われまして、オホーツク連合会で取りまとめました項目の要請が行われております。引き続き兵庫県で会長・事務局長研修会が行われております。

2番、女性農業委員の集いです。6月5日北見市で行われました。新たな取り組みとして管内女性農業委員との意見交換が行われまして、太田委員が出席しております。

3番、北海道農業者年金協議会理事会です。6月7日札幌市で行われまして森本会長が出席しております。第39回総会で29年度決算及び30年度予算案について審議されております。

4番、清里町農業担い手育成協議会です。6月14日役場で行われまして、森本会長、寺島代理、河西委員、五味委員 他 出席され、平成29年度事業報告・収支決算、平成30年度事業計画・収支予算(案) 他 について審議されております。

5番、町議会定例会です。6月20日役場3階議事堂で行われております。条例本文改正及び補正予算について等、審議されまして、森本会長が出席しております。

6番、北海道農業会議第85回総会です。6月26日札幌市で行われまして森本会長が出席しております。平成29年度事業報告・収支決算、平成30年度事業計画・収支予算案について審議されております。

7番、北海道農業者年金協議会第39回総会です。6月27日札幌市で行われまして、森本会長が出席しております。平成29年度事業報告・収支決算、平成30年度事業計画・収支決算(案) 他 について話し合われております。

以上です。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第21号 農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。

1番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

8番（河西  
委員）

8番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年6月8日に申し出があり、6月14日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、

譲渡人は、●●●●さんです。

譲受人は、●●●●さんです。

なお、譲渡人・譲受人につきましては農業委員に委任され欠席でした。

土地の所在は、札弦町●●●●、1筆、地目は公簿、現況共に畑で、台帳面積の合計は72,417㎡です。（図面参照）

調査委員の意見としては、本申請は前耕作者への売買です。10a当たり220,000円で台帳面積72,417㎡により売買価格は15,931,740円です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてよろしくお願いたします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第21号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第21号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第22号 農地法第5条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。

1番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野  
委員）

4番 1番について説明いたします。

本件は、平成30年6月1日に申し出があり、6月19日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて現地調査を行っております。

申請人の内、

貸主は、●●●●さん

●●●●さんです。

借主は、●●●●さんです。

土地の所在は、江南●●●●、●●●●、2筆で、地目は公簿、現況共に畑となっております。台帳面積は9,071.76㎡であります。

転用の目的ですが、当該地は、隣地との段差があり、埋蔵する土砂を採取することにより平坦な農地に造成し、耕作の改善を行うものです。

工事計画期間は許可日より平成33年7月30日までです。

（図面参照）

調査委員の意見としては、土砂の採取を行うことにより、農地条件が改善されるため、一時転用は営農上必要であり止むを得ないとの意見であります。

審議についてよろしくお願いたします。

議長

これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

2番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野委員） 4番 2番について説明いたします。

本件は、平成30年6月13日に申し出があり、6月19日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて現地調査を行っております。

申請人の内、  
貸主は、●●●さんです。  
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、江南●●●、1筆で、地目は公簿、現況共に畑となっております。台帳面積は8,915㎡であります。

転用の目的は、当該地は表土が浅く地表面に砂利が露出しているため、埋蔵する砂利を取り除き、表土・火山灰の埋戻しにより、耕作の改善を行うものです。  
工事計画期間は平成30年10月15日より平成31年10月14日までです。  
（図面参照）

調査委員の意見としては、砂利の採取を行うことにより、農地条件が改善されるため、一時転用は営農上必要であり止むを得ないとの意見であります。

審議についてよろしくをお願いします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第22号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第22号は、原案のとおり決定されました。

日程第6、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

1番について調査委員の茂木委員に説明を求めます。

5番（茂木  
委員）

5番 1番について説明いたします。

本件は、5月31日に申し出があり、6月18日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。  
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 他40筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。台帳面積の合計は250,631.09㎡であります。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。対価は無償です。

権利の期間は平成30年6月29日から平成40年6月28日までの10年間です。

当事者間の法律関係は使用貸借です。

今回は新規の利用権の設定であり、

借主につきましては農業者としての資質経験も十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議についてよろしくお願いたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑（異議）なし

議長 お諮りします。議案第23号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 （挙 手）

議長 挙手全員です。したがって、議案第23号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 藤代 弘輝 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年 7月 6日

会 長 森 本 宏

署名委員 佐 藤 均

署名委員 青 野 徹